

佐倉市地域子育て支援拠点事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭及び地域における子育て機能の低下、子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第6項に基づき本市が実施する佐倉市地域子育て支援拠点事業（以下「事業」という。）について、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育園 法35条第4項の規定により千葉県知事の認可を得て設置する法第39条第1項に規定する市内の施設をいう。
- (2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する市内の施設（国、都道府県及び市町村以外の者が設置するものに限る。）をいう。
- (3) 小規模保育事業所 法第34条の15第2項の規定により市長の認可を得て法第6条の3第10項に規定する事業を行う市内の事業所をいう。
- (4) 事業所内保育事業所 法第34条の15第2項の規定により市長の認可を得て法第6条の3第12項に規定する事業を行う市内の事業所をいう。
- (5) 医療施設 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する市内の病院及び同条第2項に規定する市内の診療所をいう。
- (6) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置された市内の幼稚園をいう。
- (7) 保育園等 保育園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、医療施設及び幼稚園をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、佐倉市とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められる保育園等に委託等して実施することができる。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次に定めるとおりとする。

- (1) 未就学児及びその保護者（以下「子育て親子」という。）並びに子育て支援を行う者等の交流の場の提供及び交流の促進
- (2) 子育てに関する相談及び援助の実施
- (3) 地域の子育て関連情報の提供
- (4) 月1回以上の子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

2 前項に掲げるもののほか、保育園等において法第6条の3第7項に定める

一時預かり事業に準じた事業（以下「託児事業」という。）を別表に定めるとおり実施するものとする。

（利用対象者）

第5条 事業の利用対象者は、子育て親子及び子育て支援を行う者とする。

（実施施設の基準）

第6条 事業を実施する施設（以下「実施施設」という。）は、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当する事業所において事業を実施するものとする。

- （1）公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、幼稚園等の教育施設、医療施設その他の子育て親子が集う場として適した場所であること。
- （2）複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施できること。
- （3）概ね10組の子育て親子が同時に利用することができる広さが確保されていること。
- （4）授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて実施施設を利用しやすい設備を有すること。

（開設日数及び開設時間）

第7条 実施施設は、原則として週5日以上、かつ、1日5時間以上開設することとする。

（職員の配置）

第8条 事業に従事する実施施設の職員は、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する者を2人以上配置するものとする。

（実績報告）

第9条 実施施設は、毎月10日までに、前月の実績報告として佐倉市地域子育て支援拠点事業実績報告書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（留意事項）

第10条 事業に従事する職員は、事業の利用者への対応に十分配慮するとともに、この業務を行うに当たって知り得た個人情報については、業務遂行以外に用いないこと。

2 事業に従事する職員は、各種研修会、セミナー等への積極的な参加に努め、資質、技能等の向上を図ること。

3 保育園等は、事業の実施に当たり、市役所その他関係行政機関、児童福祉関連施設等と連携し、事業が円滑に、かつ、効果的に行われるよう努めること。

（利用料）

第11条 事業の利用料は、無料とする。ただし、講習等を実施するために必要

な材料費等の実費相当分については、保護者から徴収することができる。
(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和 6 年 10 月 1 日佐こ保第 604 号)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

	実施内容
開設日数	週2日
開設時間	1日5時間以上
職員配置	1つの事業所につき2人 事業に従事するために配置された職員は、託児事業に従事する職員を兼ねることができる。
面積	部屋の面積は、6.6㎡（子どもが2人を超える場合は、6.6㎡に2人を超える人数1人につき3.3㎡を加えた面積）以上であること。
利用料	無料
利用対象	3歳未満児
預かり時間	1人につき1日2時間以上とする。ただし、利用対象者の希望により、預かり時間が2時間未満になる場合は、この限りではない。
その他	託児事業に係る記録簿（実施日時及び利用者が明らかになる書類）を整備し、保管する。